



## ■水道使用量のお知らせ

水道使用量のお知らせ  
この値が「07」のメーターが交換の対象です

07-0001 013mm

計量法により07-\*\*\*\*のメーターを平成26年6月24日以降随時取替作業を行いますので宜しくお願い致します。

水道料金等口座振替済(領収)のお知らせ

上下水道部では、計量法に基づき特定の期限(8年)を迎える水道メーターを無料で取り替えています。

**対象** メーター番号が「07」で始まるメーター

※メーター番号は、「水道使用量のお知らせ」に記載しています。(左図参照)

**水道メーターの取替作業を行っています**



暮らし・環境

## 清掃工場からのお知らせ

● 7月21日(月)「海の日」はもえるごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の自地区は、午前8時30分までに所定の集積所へごみを出してください。

**ごみを清掃工場へ持ち込めます**

**時間** 午後1時～4時

**費用** 10kgにつき50円(家庭ごみ)

※10kg未満は10kgとみなします。

※持ち込みの場合、袋の指定はありません。

※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

● **ごみは指定の集積場に出してください**

お住まいの地域の自治会長やアパートなどの管理者から指定されたごみ集積場以外へのごみの排出は、その集積場を管理している人への迷惑行為となります。

家庭ごみを出す際は、必ず指定された集積場をご利用ください。

**問** 清掃工場(環境管理課) ☎ 33-5003

### 期間(予定)

平成27年3月31日(火)まで

※土・日曜日、祝日を除き取替作業を行います。作業は10分から20分程度です。なお、取替作業時には、腕章と胸に「水道メーター取替業務作業員身分証」を付けた作業員が伺いますので、ご協力をお願いします。

**問** 上下水道部業務課 ☎ 32・2516

### 水道に関する要質な訪問販売・点検業者にご注意ください

上下水道部職員を装ったり、委託を受けているような紛らわしい言葉や服装で浄水器を売りつけたり、給水管の清掃に来た名目で代金を請求するなど

の悪質な業者がみられます。

**上下水道部では次のようなことは行っていません**

- 水道メーターの交換の際に手数料をいただくこと
- お客さんから依頼のない水質検査
- 浄水器の訪問販売やレンタル、ありません
- 住宅内給水管の清掃・交換

● 電話などによるアンケート調査

※水道に関することで業者が訪問した場合は、必ず会社名と身分証明書の提示を求めてください。不審に思われたときは、上下水道部までご連絡ください。

**問** 上下水道部業務課 ☎ 32・2516



## 7月の納付（普通徴収分）

納期限 **7月31日(木)**

- 種類
- 固定資産税（第2期分）
  - 国民健康保険税（全期前納分または第1期分）
  - 介護保険料（全期前納分または第1期分）
  - 後期高齢者医療保険料（全期前納分または第1期分）

### 安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

### 生息場所

▼オスは、0・3〜0・8センチ（無害）  
▼メスは、0・8〜1センチ（有害）  
足を広げると3センチ程度。色は、真っ黒で腹部中央に真っ赤な模様がある。

### 特徴

セアカゴケグモは、強い毒を持っていますが、攻撃性はなくおとなしい性格で、素手で触らない限りかまれることはありません。



### セアカゴケグモにご注意を

### 田原本町住宅無料相談会



- 日当たりが良く、暖かいところ
  - エサになる昆虫が生息するところ
  - 植木鉢の裏
  - 排水溝やグレーチングなどの物陰
  - 見かけたら
  - 素手で触らない。
  - 家庭用殺虫剤（ピレスロイド系）をかけるか靴で踏みつぶして駆除する。
  - もし、かまれたら
  - 患部を流水でよく洗い、医師に診てもらおう。
  - ※保健所に知らせる必要はありません。
- ☎ 総務課安全防災係 ☎ 34・2059

町では、年4回住宅に関する相談会を行います。町民の皆さん、住宅の耐震リフォーム、バリアフリー・リフォームを考えている、悪質リフォームへの不安を持っているなど、住宅に関する分からないことはありませんか。建築士などの住宅・建築の専門のアドバイザーが相談に応じます。

### 開催日

▼第1回 7月18日(金)

▼第2回 10月17日(金)

▼第3回 平成27年1月16日(金)

▼第4回 平成27年3月20日(金)

時間 午後1時30分〜4時30分

場所 町役場1階102会議室

対象 町内在住者、町内に土地または家屋を所有する人

申込方法 申込書に所定の事項を記入

のうえ、申込先へ提出してください。

先着順で各回4人を予定しています。

※相談は面談を原則とし、電話による相談はできません。

※相談時間は1回45分以内です。

※左記の相談は対象外です。

● 紛争、訴訟などにかかわる事項の相談

● 他の職能の専権事項（弁護士、税理士の取扱事項）に関する相談

● その他、この相談会の趣旨と異なる相談

☎ 問・申込先 まちづくり推進室  
☎ 34・2085